動産総合保険のご案内

2024年3月版

株式会社 ホクレン商事
リース事業本部
TEL：011-756-7099
E-mail：lease@hokurenshoji.co.jp

《引受保険会社》　共栄火災海上保険株式会社
北海道支店　直轄営業課
TEL：011-221-9158

当社は、下記２．に記載のリース物件には、リース期間中の万一の事故に備え「動産総合保険」を締結しています。下記３．に該当するような保険事故が発生した場合には、当社へすみやかにご報告ください。

１．概要

（１）内容

当社では、ご契約期間中にリース物件を安心してご利用いただくために、動産総合保険を付保し、万一の事故に備えています。この保険はオールリスク担保で、リース物件の保管中、使用中または輸送中に生じた「偶然な事故による損害」について補償されます。

（２）保険期間

リース契約が開始された日（借受証交付日）よりリースが終了する日まで付保します。

（３）保険料

保険対象物件毎に保険料率が定められており、事故率の高い物件ほど料率が高くなります。

２．保険を付保する物件

簡易建物、建物付属設備、車両及び運搬具（トラクター、フォークリフト、コンバイン等）、工具、器具及び備品、機械及び装置など、ほぼすべてのリース物件に付保します。

ただし、自動車やトラック及びナンバーを取得する自走式の物件（トラクター、フォークリフト、コンバイン等）については付保できません。

３．保険金が支払われる損害

この保険は次の第４項を除く「偶然な事故」によってリース物件に生じた損害が保険金支払の対象となります。

＜例＞

破損、火災、盗難、汚損、物体の落下、破裂または爆発、車両の衝突および接触、落雷、風災、雪災といった自然災害。

＊　台風・暴風雨等の水災による損害、従業員の操作ミス等が原因の電気的・機械的事故による損害等も特約によって補償。

４．保険金が支払われない主な損害

下記の損害は保険金支払の対象になりません。

１．地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
２．故意または重大な過失による損害
３．自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、かび、錆その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害
４．置き忘れまたは紛失による損害
５．戦争、内乱等に起因する損害
６．核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害

･･･など

５．保険金額

契約期間中の保険金額は、毎年逓減されます。再リース期間中の保険金額は、物件金額の１０％となります。 一契約で複数の物件がある場合は、物件毎に保険金額が適用されます。※１

ただし、修理代が保険金額より上回る場合は、差額をお客様にご負担いただきます。なお、付保期間中（１年間）にご契約の物件に対し１回の事故の保険金請求で一定額を超える保険金が支払われた場合、以降、当該物件について付保期間中であっても保険金請求はできません。

※１　リース期間により異なりますので、保険金額については当社へご確認ください。

６．保険申請手続き

保険事故が発生した場合は、すみやかにご連絡いただき、必要書類をご提供願います。

保険事故発生	
⇩	
事故状況の通知	事故のあった「リース契約番号、物件名、事故原因、損害程度」を ホクレン商事へ連絡
⇩	
保険事故報告書の送付	ホクレン商事から「保険事故報告書」を送付
⇩	
必要書類の返送	「保険事故報告書、修理見積書、写真（損害箇所および全体がよくわかるもの）」 をホクレン商事へ提出 ※２
⇩	
保険会社へ保険申請 保険会社が修理業者と協定	保険会社へ書類を提出し、保険申請を行う 保険会社が修理見積書の内容確認と修理額にて１回目の協定を行う
⇩	
１回目協定結果連絡	保険会社より修理見積書での協定結果の案内が届き次第、お客様へ結果連絡
⇩	
修理業者から請求書	ホクレン商事が修理業者へ連絡し、修理見積書をもらい、保険会社へ提出
⇩	
保険会社が修理業者と協定	保険会社が修理請求書での内容確認と実修理額での最終協定を行う※３
⇩	
保険会社が保険申請を受理	保険会社が最終協定完了後、保険申請が受理され（株）ホクレン商事に保険金が入金 *最終協定で１回目の協定金額から変更があった場合は、再度お客様へ結果連絡
⇩	
修理代支払	修理代請求書に基づき、㈱ホクレン商事から修理業者へ支払い *保険対象外の修理費用があった場合は、お客様が直接修理業者へ支払い

※２　下記の損害内容は、別途提出書類が必要です。

①火災事故　　罹災証明書（消防署に申し出て罹災証明書を発行）

②水害事故　　罹災証明書（市町村役場より罹災証明書を発行）

③盗難事故　　盗難証明書（最寄りの交番または警察署に届出をし、届出受理番号を確認）

※３　協定によって保険対象外の修理があった場合、その費用はお客様にてご負担いただきます。

７．修理の取り進め

リース物件に損害が生じた場合には、修理を行う前に当社へ事前にご連絡ください。

＊本修理の一部と認められない仮修理は、保険の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

特に、修理代金が１００万円を超えるような高額物件の場合は、保険会社が事故状況や損害状況の確認に訪れ、直接保険適用の可否を判断するケースもありますので、ご注意ください。

８．修理代のお支払い

保険申請手続きが完了し、保険会社より保険金が当社に入金されたのち、修理額として認定された金額を当社より直接修理業者へお支払いいたします。